



精華町議会 議長 三原 和久様

令和5年10月6日

京都府後期高齢者医療広域連合議会
議員 村田周子

京都府後期高齢者医療広域連合議会令和5年第2回全員協議会・定例会報告

全員協議会

1. 日 時 令和5年8月17日（木）13時30分～
2. 場 所 都ホテル京都八条 地下1階 陽明殿
3. 議 事
 - （1）広域連合議員の紹介
 - （2）議事日程について
 - （3）議長の選挙について（議長候補者の報告）
 - （4）副広域連合長の選任について
 - （5）監査委員の選任について（議選）
 - （6）公平委員会委員の選任について
 - （7）選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
 - （8）その他

令和6年2月定例会等に係る開催日及び開催場所について

定例会

1. 日 時 令和5年8月25日（金）13時30分～
2. 場 所 都ホテル京都八条 地下1階 末広の間
3. 議 事
 - （1）会 期 8月25日（1日）
 - （2）議員の出席 30人
 - （3）議決結果 別紙「令和5年第2回定例会 議決結果」のとおり

*後期高齢者医療広域連合議会関係資料の一部を配布します。

1. 令和5年第2回全員協議会 協議資料
 2. 令和5年第2回定例会 議決結果
 3. 令和5年第2回定例会 議案概要
 4. 令和4年度主要施策の成果説明書
 5. 後期高齢者医療電算システムの機器更改について
 6. 被保険者情報と個人番号（マイナンバー）の紐づけの誤りについて
- 尚、議会関係詳細資料等は議会図書室に保管していますので、ご覧ください

京都府後期高齢者医療広域連合議会全員協議会
協 議 資 料

日 時：令和5年8月17日（木）午後1時30分

場 所：都木テル京都八条 地下1階 陽明殿

京都府後期高齢者医療広域連合議会

1 広域連合議会議員の紹介

○ 前回の定例会以降の選出議員

- ・ ^{しもむら}下村 あきら 議員 京都市会選出
- ・ ^{あさくら}朝倉 ^{りょう}亮 議員 京都市会選出
- ・ ^{たまもと}玉本 なるみ 議員 京都市会選出
- ・ ^{あおの}青野 ^{ひとし}仁志 議員 京都市会選出
- ・ ^{もりした}森下 ^{けんじ}賢司 議員 福知山市議会選出
- ・ ^{にしかわ}西川 ^{やすし}康史 議員 宇治市議会選出
- ・ ^{にしかわ}西川 ^{みよこ}美代子 議員 宇治市議会選出
- ・ ^{まつうら}松浦 ^{とみよし}登美義 議員 宮津市議会選出
- ・ ^{ひしだ}菱田 ^{みつり}光紀 議員 亀岡市議会選出
- ・ ^{こまつばら}小松原 ^{かずや}一哉 議員 城陽市議会選出
- ・ ^{かのう}叶 ^{よしゆき}善之 議員 八幡市議会選出
- ・ ^{はやかわ}早川 ^{ゆきお}由紀夫 議員 京田辺市議会選出
- ・ ^{やまもと}山本 ^{かずのぶ}和延 議員 木津川市議会選出
- ・ ^{たつみ}巽 ^{えつこ}悦子 議員 久御山町議会選出
- ・ ^{たかやま}高山 ^{とよひこ}豊彦 議員 和束町議会選出
- ・ ^{むらた}村田 ^{しゅうこ}周子 議員 精華町議会選出

※向日市議会選出議員は8月18日（金）に選出予定。

2 議事日程等について

○ 議事日程

① 議案等の件数（令和5年8月17日現在）

- ・ 議員提出議案 0件 うち意見書 0件
- ・ 長提出議案 8件 うち人事案件 3件
- ・ 請願審査 2件

② 日程案

- | | |
|-----|--|
| 第1 | 仮議席の指定 |
| 第2 | 議長の選挙 |
| 第3 | 議席の指定 |
| 第4 | 会議録署名議員の指名 |
| 第5 | 会期の決定 |
| 第6 | 諸般の報告 |
| 第7 | 同意第2号から承認第2号までの上程（広域連合長説明） |
| 第8 | 同意第2号 京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について |
| 第9 | 同意第3号 京都府後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について |
| 第10 | 同意第4号 京都府後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について |
| 第11 | 一般質問 |
| 第12 | 議案第9号 令和5年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号） |
| 第13 | 議案第10号 令和5年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 第14 | 認定第1号 令和4年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 第15 | 認定第2号 令和4年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第16 | 承認第2号 専決処分の承認について
（京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例） |
| 第17 | 請願第3号の上程（紹介議員説明） |
| 第18 | 請願第3号 後期高齢者医療制度の保険料・窓口負担の緊急引き下げなど制度の改善を求める請願書 |
| 第19 | 請願第4号の上程（紹介議員説明） |
| 第20 | 請願第4号 後期高齢者医療被保険者証廃止の中止を国に求める請願書 |
| 第21 | 京都府後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙 |

※ 最終の議事日程は、定例会当日に配布。

○ 会議録署名議員

京都市 玉本議員 (前回の定例会 京都市)

伊根町 佐戸議員 (前回の定例会 与謝野町)

(議員の順番)

- ・ 市と町村の議会選出議員からそれぞれ1名ずつとし、順番は、それぞれの市町村コードの大きい方から。
- ・ 議員が欠席する等のときは、前後の順番を入替え。

3 議長の選挙について（議長候補者の報告）

○ 議長の選挙（京都市会選出の議員から議長候補者の報告）

下村議長の広域連合議会議員任期満了に伴い、定例会にて議長の選挙を行う。
 なお、平成30年8月の全員協議会において、全員協議会開催前に京都市議
 4名で議長候補者を選出し、全員協議会で報告されることに改められた。

<参考>

① 議会三役

以下のとおり。

		氏 名	任 期	備 考
議 長		空席		
副議長		梅原 好範	R4. 2. 10～R7. 11. 19	京丹波町議会選出議員
監査委員	（議選）	空席		職務執行者（※）
	（識見）	川村 和久	R3. 8. 27～R7. 8. 26	城陽市代表監査委員

※ 後任者の選出までの間は前任の委員が職務執行者として監査業務に従事

② 選出の慣例

	具体的方法
議長 ・被保険者数の最も多い京都市議 から選出	・ 互選（全員協議会にて候補者を報告）
副議長 ・ 町村議から選出	・ 議長による推薦
監査委員 ・ 議員選出の監査委員は、京都市 以外の市議から選出	・ 監査委員協議会を年3回程度開催すること や議会三役とのバランス等を考慮したうえ で、近隣の「市」から選出

4 副広域連合長の選任について

○ 副広域連合長の選任

氏 名 やすだ まもる 安田 守 (向日市長)

任 期 令和5年8月25日～令和9年4月29日 (向日市長の任期)

<参考>

京都府後期高齢者医療広域連合規約 (抜粋)

(広域連合長等の選挙等の方法)

第12条 略

2～3 略

4 副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任する。

(広域連合長等の任期)

第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、4年とする。ただし、関係市町村の任期の定めのある職を兼ねる者にあつては、当該任期による。

2 略

京都府後期高齢者医療広域連合議会申し合わせ事項 (抜粋)

1 議事について

人事案件については、原則として質疑・討論 (以下「質疑等」という。) を行わない。

5 監査委員の選任について（議選）

○ 監査委員の選任

氏 名 なかこうじ たかし 中小路 貴司（長岡京市議会議員）

任 期 令和5年8月25日～令和7年10月14日

（本広域連合議会議員の任期）

<参考>

京都府後期高齢者医療広域連合規約（抜粋）

（監査委員）

第16条 広域連合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下「識見を有する者」という。）及び広域連合議員のうちからそれぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

京都府後期高齢者医療広域連合議会申し合わせ事項（抜粋）

1 議事について

人事案件については、原則として質疑・討論（以下「質疑等」という。）を行わない。

6 公平委員会委員の選任について

○ 公平委員会委員の選任

氏 名 しおじり すみ お 塩尻 澄雄（綾部市公平委員会委員）
任 期 令和5年8月28日～令和9年8月27日
略 歴 平成30年9月25日から綾部市公平委員会委員（通算2期目）

<参考>

地方公務員法（抜粋）

（人事委員会又は公平委員会の委員）

第9条の2 人事委員会又は公平委員会は、三人の委員をもつて組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

3 以下略

京都府後期高齢者医療広域連合議会申し合わせ事項（抜粋）

1 議事について

人事案件については、原則として質疑・討論（以下「質疑等」という。）を行わない。

7 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○ 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

選挙管理委員会委員及び補充員について、令和5年8月27日の任期満了に伴い、選挙を行う。

① 選挙管理委員候補者

所属 政党	氏 名	生年月日	住 所	職業	備 考
公明党	むらまつ しげる 村松 茂	昭和20年 6月17日	京都市南区吉祥 院西定成町26	自営 業	京都市選挙管理委 員会委員
無所属	またの けんいちろう 侯野 健一郎	昭和22年 12月13日	亀岡市千代川町 千原千原前16 -2	無職	亀岡市選挙管理委 員会委員
無所属	おざき けいこ 尾崎 恵子	昭和22年 4月10日	八幡市西山和気 5-8	無職	八幡市選挙管理委 員会委員
無所属	そつか まさよし 曾束 正義	昭和22年 1月12日	久世郡久御山町 下津屋下屋ノ森 10番地4	自営 業	久御山町選挙管理 委員会委員

任 期 令和5年8月28日～令和9年8月27日

② 選挙管理委員補充員候補者

所属 政党	氏 名	生年月日	住 所	職業	備 考
無所属	みやもと とおる 宮本 徹	昭和24年 7月17日	京都市右京区太秦 石垣町32	無職	京都市選挙管理委 員会委員
無所属	おがわ さく子 小川 さく子	昭和29年 2月1日	亀岡市千歳町国分 下ノ川28	農業	亀岡市選挙管理委 員会補充員
無所属	いわい よしお 祝井 善男	昭和23年 12月24日	八幡市八幡月夜田 6	農業	八幡市選挙管理委 員会委員
無所属	しおや ちづる 塩屋 千鶴	昭和21年 12月31日	久世郡久御山町佐 古清水40番地9	無職	久御山町選挙管理 委員会委員

補充員の順序 市町村コード順とする。

任 期 令和5年8月28日～令和9年8月27日

<参考>

地方自治法（抜粋）

（投票による選挙・指名推選及び投票の効力の異議）

第118条

- 3 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人を以て当選人と定めるべきかどうかを会議に諮り、議員の全員の同意があつた者を以て当選人とする。
- 4 一の選挙を以て二人以上を選挙する場合においては、被指名人を区分して前項の規定を適用してはならない。

（選挙管理委員及び補充員の選挙）

第182条 選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。

- 2 議会は、前項の規定による選挙を行う場合においては、同時に、同項に規定する者のうちから委員と同数の補充員を選挙しなければならない。補充員がすべてなくなつたときも、また、同様とする。

3～4 略

- 5 委員又は補充員は、それぞれその中の二人が同時に同一の政党その他の政治団体に属する者となることとなつてはならない。

6～7 略

- 8 委員又は補充員の選挙を行うべき事由が生じたときは、選挙管理委員会の委員長は、直ちにその旨を当該普通地方公共団体の議会及び長に通知しなければならない。

京都府後期高齢者医療広域連合規約（抜粋）

（選挙管理委員会）

第15条 広域連合に選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。
- 3 選挙管理委員は、関係市町村の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。
- 4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

京都府後期高齢者医療広域連合議会申し合わせ事項（抜粋）

1 議事について

人事案件については、原則として質疑・討論（以下「質疑等」という。）を行わない。

8 その他

令和6年2月定例会等に係る開催日及び開催場所について

	開催日	開催場所
全員協議会	令和6年2月1日（木）	都ホテル京都八条 地下1階 陽明殿 (京都市南区西九条院町17)
定例会	令和6年2月9日（金）	

※ 令和6年2月に八幡市長選挙が予定されている。定例会・全員協議会の開催日が予定通りとならない場合など、変更する必要がある場合は、改めて招集日等をお知らせする。

令和５年第２回定例会 議決結果

○ 広域連合長提出議案

番号	件 名	議決年月日	結果
同 意 第２号	京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について	令和５年８月２５日	同意
同 意 第３号	京都府後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について	令和５年８月２５日	同意
同 意 第４号	京都府後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について	令和５年８月２５日	同意
議 案 第９号	令和５年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第１号）	令和５年８月２５日	可決
議 案 第１０号	令和５年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	令和５年８月２５日	可決
認 定 第１号	令和４年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について	令和５年８月２５日	認定
認 定 第２号	令和４年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	令和５年８月２５日	認定
承 認 第２号	専決処分の承認について （京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）	令和５年８月２５日	承認

○ 請願

番号	件 名	議決年月日	結果
請 願 第３号	後期高齢者医療制度の保険料・窓口負担の緊急引き下げなど制度の改善を求める請願書	令和５年８月２５日	不採択
請 願 第４号	後期高齢者医療被保険者証廃止の中止を国に求める請願書	令和５年８月２５日	不採択

広域連合議会令和５年第２回定例会 広域連合長提出予定議案概要

番号	件 名	概 要
同意第２号	副広域連合長の選任について	○ 副広域連合長の任期満了に伴う選任 氏名 安田 守 任期 令和５年８月２５日～令和９年４月２９日
同意第３号	監査委員の選任について	○ 前委員の広域連合議員の任期満了に伴う選任 氏名 中小路 貴司（長岡京市議会議員） 任期 令和５年８月２５日～令和７年１０月１４日
同意第４号	公平委員会委員の選任について	○ 公平委員会委員の任期満了に伴う選任 氏名 塩尻 澄雄（綾部市公平委員会委員） 任期 令和５年８月２８日～令和９年８月２７日
議案第９号	令和５年度一般会計補正予算（第１号）	○ 繰越明許費 ６億１，０００万円 ○ 国の次期標準システム機器更改開発作業の遅延に伴い、令和５年度執行予定であった次期標準システム機器更改業務に係る総務費（総務管理費）の次年度への繰越。
議案第１０号	令和５年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	○ 補正額 ３０億５，９９０万８千円 ○ 総 額 ４，０２７億１，１１４万５千円から ４，０５７億７，１０５万３千円に補正。 ○ 歳入は、前年度繰越金の増。 ○ 歳出は、繰越金を財源とする後期高齢者交付金等の返還に要する経費に係る諸支出金（国・府支出金等返還金）の増及び後期高齢者医療給付費等準備基金積立金の増。
認定第１号	令和４年度一般会計決算	○ 歳入総額 １３億３，４４２万４，５８２円 歳出総額 １２億１，１４５万６，５６４円 収支差額 １億２，２９６万８，０１８円 ○ 歳入は、分担金のほか、国・府支出金。 ○ 歳出は、運営経費等。
認定第２号	令和４年度後期高齢者医療特別会計決算	○ 歳入総額 ３，９８４億３，１１１万５，００５円 歳出総額 ３，８８０億１，３８５万８，９９７円 収支差額 １０４億１，７２５万６，００８円 ○ 歳入は、市町村支出金のほか、国・府支出金、支払基金交付金。 ○ 歳出は、保険給付費のほか、財政安定化基金拠出金、市町村が実施する健康診査への補助。
承認第２号	専決処分の承認 （後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）	○ 東日本大震災に被災した被保険者に対し、引き続き、令和５年度保険料の減免期間を延長することから（令和５年２月２４日厚生労働省通知）、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正したもの。 ○ 地方自治法の規定により専決処分に係る承認を受けるもの。

令和4年度

主要施策の成果説明書

京都府後期高齢者医療広域連合

令和4年度 京都府後期高齢者医療広域連合の主要施策の成果報告について

令和4年度の京都府後期高齢者医療広域連合の主要施策について報告いたします。

総括

後期高齢者医療制度は、急速な少子高齢化、経済の低成長への移行、国民生活や意識の変化等の大きな環境変化に直面した中、国民皆保険を維持し、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を将来にわたり持続可能なものとするために創設されました。

京都府後期高齢者医療広域連合は、被保険者に安心して必要かつ適正な医療給付を受けていただけるよう、基幹業務である資格管理、賦課、給付等に堅実に取り組むとともに、第4次広域計画に基づき、「健全な財政運営」、「医療費適正化の推進」、「保健事業の推進」、「個人情報の適正な取扱い」、「連携強化等」の5本柱を基本方針に据えて、制度運営に努めております。

一般会計におきましては、市町村と連携した健康づくり推進事業の実施、健康診査（追加項目）への補助、後発医薬品利用差額通知、医療費通知の実施や療養費支給申請書の審査等の施策を実施いたしました。

この結果、歳入決算額は13億3,442万4,582円、歳出決算額は12億1,145万6,564円で歳入歳出の差引額は1億2,296万8,018円となりました。

この差引額のうち、6,200万円は財政調整基金に編入し、残額の6,096万8,018円は繰越金として令和5年度に繰り越します。

また、特別会計におきましては、若年層からの支援金や国・府・市町村支出金、被保険者からの保険料などを財源として、保険給付事業を行うとともに、保健事業として、市町村が実施する健康診査への補助事業や高齢者保健事業と介護予防等との一体的実施推進事業などに取り組みました。

この結果、歳入決算額は3,984億3,111万5,005円、歳出決算額は3,880億1,385万8,997円で歳入歳出の差引額は104億1,725万6,008円となりました。

この差引額は、繰越金として令和5年度に繰り越します。

一般会計

歳入

広域連合の一般会計歳入は、加入する市町村からの分担金、特別調整交付金等の国庫支出金、広域連合運営助成事業費補助金等の府支出金、財政調整基金からの繰入金、前年度からの繰越金等によって構成されています。

令和4年度決算額を前年度と比較しますと、分担金については、7億790万円で（±0.0%）増減なしとなっており、令和元年度以降、令和4年度においても引き続き据え置いた結果によるものです。

国庫支出金については、1億5,025万683円（46.7%）増加しており、これは主に、特別調整交付金における「窓口負担割合見直しに係る経費」の増加及び円滑運営事業費補助金、社会保障・税番号制度システム整備費等補助金の皆増によるものです。

繰入金については、大幅な減となっておりますが、これは保健事業等支援基金を創設し、積立てを行うため、財政調整基金から繰入れを行った令和3年度と比べて、令和4年度は同積立てのための繰入れを行わなかったことによるものです。

全体として、2億2,742万2,416円（14.6%）の減となっております。

（一般会計歳入）

（単位：円、%）

区 分	予算現額	調定額	収入済額	収入率	構成比
分担金及び負担金	707,900,000	707,900,000	707,900,000	100.0	53.0
国庫支出金	496,019,000	472,045,091	472,045,091	95.2	35.4
府支出金	18,000,000	17,286,000	17,286,000	96.0	1.3
財産収入	27,000	25,235	25,235	93.5	0.0
繰入金	48,358,000	29,179,550	29,179,550	60.3	2.2
繰越金	41,822,000	104,833,943	104,833,943	250.7	7.9
諸収入	3,237,000	3,154,763	3,154,763	97.5	0.2
合 計	1,315,363,000	1,334,424,582	1,334,424,582	101.4	100.0

（款別歳入決算額の対前年度比較）

（単位：円、%）

区 分	令和4年度	令和3年度	対前年度比較	
			増△減額	増△減率
分担金及び負担金	707,900,000	707,900,000	0	0.0
国庫支出金	472,045,091	321,794,408	150,250,683	46.7
府支出金	17,286,000	17,382,000	△96,000	△0.6
財産収入	25,235	15,612	9,623	61.6
繰入金	29,179,550	470,906,903	△441,727,353	△93.8
繰越金	104,833,943	40,547,673	64,286,270	158.5
諸収入	3,154,763	3,300,402	△145,639	△4.4
合 計	1,334,424,582	1,561,846,998	△227,422,416	△14.6

歳 出

歳出については、例年、経常的に支出している費用に加えて、第4次広域計画に基づく保険者機能向上の取組を推進するため、次の施策を実施しました。

<主要施策>

1 保健事業の充実

(1) 健康診査（尿酸検査・アルブミン検査）への補助

尿酸検査は、腎機能低下を早期発見するためのものであり、京都府後期高齢者医療協議会の委員から後期高齢者健康診査の健診項目に追加すべきとの御意見をいただいたことを踏まえ、これらの検査の実施に要する費用の一部を市町村に対して補助しております。また、令和3年度から低栄養状態を把握し、フレイル予防・改善につなげるため、市町村で追加の検診項目として実施されているアルブミン検査を補助対象としたところです。なお、令和元年度まで同様に補助してきた血清クレアチニン検査については、全市町村で実施されることとなったことから、広域独自の上乘せ補助は廃止しています。

健康診査受診率については、新型コロナウイルス感染症の拡大前の水準に戻りつつあり、集団健診の再開などもあって、前年度より健診受診者数が約1万人増加しており、受診率が上昇する結果となりました。

（実施市町村数の実績推移）

	元年度	2年度	3年度	4年度
血清クレアチニン検査 ※1	26	—	—	—
尿酸検査 ※2	25	25	23	24
アルブミン検査 ※3	—	—	18	18
[参考] 健康診査受診率	22.5%	20.9%	20.5%	23.0%

※1 平成2年度～令和元年度

※2 平成28年度～

※3 令和3年度～

2 医療費の適正化

(1) 後発医薬品の普及・促進

薬剤費に係る自己負担及び保険者負担を軽減することを目的として、後発医薬品の普及・促進に努めました。具体的には、被保険者証の一斉更新時に、後発医薬品利用促進の案内文を記載したパンフレット（保険医療機関や保険薬局で後発医薬品への変更希望を伝えやすくするための希望カード付き）を同封することで、全被保険者へ周知しております。

また、平成26年度から、現在、処方されている薬剤を後発医薬品に切り替えた場合に、薬剤費の自己負担額がどの程度減額されるかについてお知らせする後発医薬品差額通知を送付することで、より効果的な切り替え促進を図っております。なお、後発医薬品利用率（3月診療分）は、前年度より2.3ポイント増加し、77.3%となりました。

(後発医薬品利用差額通知の実績推移)

	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
年間通知回数 (回)	1	1	1	1
通知件数 (件)	15, 000	14, 992	15, 010	14, 960
[参考] 後発医薬品利用率 (3 月診療分)	73. 5%	74. 9%	75. 0%	77. 3%

(2) 療養費の審査

柔道整復、鍼灸・マッサージ療養費は、近年増加傾向にあり、新型コロナウイルス感染症による影響は見られるものの、回復傾向にあります。

こうした中、とりわけ鍼灸・マッサージ療養費の誤請求、不正請求を防止することを目的として、療養費支給申請書の審査について、平成 24 年度から民間事業者に委託して審査を一層強化するとともに、患者照会の重点化、入院レセプトと支給申請書との突合など審査・調査の充実化を図っております。

また、適正な保険給付に資するため、平成 27 年度から、ホームページにおける施術師向けの療養費の請求ルール等の記載を充実させております。

(柔道整復、鍼灸・マッサージの返戻実績推移)

	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
件数 (件)	5, 783	5, 995	5, 882	6, 889
金額 (円)	150, 885, 064	165, 284, 329	165, 949, 304	177, 161, 764

(3) 医療費通知

被保険者に健康への関心を高めていただくこと、医療費がどのくらいかかっているのかを意識いただき適正な受診行動を促すこと、医療機関等からの請求内容を確認いただき診療報酬等の請求の適正化を図ることを目的に、診療年月、医療機関等名称、医療費、自己負担額などを記載した医療費通知を年 2 回実施しております(裏面で適正な受診等に関する啓発を行っています。)

平成 25 年度から柔道整復、鍼灸・マッサージ施術分、平成 28 年 2 月から医科、歯科、調剤、訪問看護、療養費(一般診療・治療用装具)及び移送費を加えた全件医療費通知を実施しております。

(医療費通知の実績推移)

	元年度		2 年度		3 年度		4 年度	
	7 月	2 月	7 月	2 月	7 月	2 月	7 月	2 月
通知件数 (件)	327, 387	358, 739	337, 709	361, 041	336, 601	363, 576	342, 199	378, 811

(4) 第三者求償

給付事由が交通事故等のように第三者の行為によって生じた場合において、保険者は高確法等の規定によりその給付の価額を限度として被保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権を代位取得することとなります。

保険者は、この求償権を行使し保険給付の適正な執行を図り、もって医療費の適正化に取り組むため、求償事務に対し一層取り組む必要があります。

このため本広域連合では、被保険者や関係機関からの情報提供に加え、平成24年度からはレセプト情報を基に第三者行為によると考えられる診療について、被保険者に傷病原因の照会や届出の勧奨を行い第三者行為による被害の把握に努めております。また、求償事務については、京都府国民健康保険団体連合会に委託しており、平成30年度からは、交通事故に係る直接求償事案についても委託し、取り組み強化を図っております。

(第三者納付金の収入実績推移)

	元年度	2年度	3年度	4年度
件数(件)	205	170	165	174
金額(円)	384,682,373	338,282,450	348,423,677	315,933,696

※分納中の者は各年度に1件として計上

3 市町村等との連携強化

(1) 市町村との連携強化事業補助金

被保険者の健康増進と市町村との連携を強化することを目的として、市町村で実施される被保険者を対象とした健康事業及び広報事業に対する補助を行いました。具体的に健康事業は、健康教室や保健指導、敬老会、食の自立支援など、広報事業は、健診・人間ドックの受診勧奨、保険料のお知らせなどの取組に対して補助金を交付しました。

市町村の体制上の課題はあるものの、ほぼ全ての市町村が本補助金を活用して各種取組を進めております。

(補助金の交付実績推移)

		元年度	2年度	3年度	4年度
健康事業	交付市町村	21	12	13	15
	補助交付金	5,242千円	2,982千円	3,237千円	3,506千円
広報事業	交付市町村	25	24	24	24
	補助交付金	4,575千円	4,723千円	4,785千円	4,792千円
保健事業 (30年度新規)	交付市町村	5	1	1	—
	補助交付金	12,855千円	8,260千円	5,010千円	—
合 計	交付市町村	26	25	25	25
	補助交付金	22,672千円	15,966千円	13,032千円	8,298千円

(一般会計歳出)

(単位：円、%)

区 分	予算現額	支出済額	不用額	執行率	構成比
議会費	2,076,000	1,941,672	134,328	93.5	0.2
総務費	1,214,529,000	1,132,901,911	81,627,089	93.3	93.5
民生費	91,758,000	76,612,981	15,145,019	83.5	6.3
予備費	7,000,000	0	7,000,000	0.0	0.0
合 計	1,315,363,000	1,211,456,564	103,906,436	92.1	100.0

(款別歳出決算額の対前年度比較)

(単位：円、%)

区 分	令和4年度	令和3年度	対前年度比較	
	決算額	決算額	増△減額	増△減率
議会費	1,941,672	1,717,415	224,257	13.1
総務費	1,132,901,911	1,260,777,009	△127,875,098	△10.1
民生費	76,612,981	84,518,631	△7,905,650	△9.4
予備費	0	0	0	0.0
合 計	1,211,456,564	1,347,013,055	△135,556,491	△10.1

(性質別歳出)

(単位：円、%)

区 分	令和4年度		令和3年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比
人件費	27,391,683	2.3	27,029,221	2.0
物件費	602,787,464	49.7	532,315,210	39.5
補助費等	433,590,201	35.8	232,227,480	17.2
(うち市町村への 職員派遣負担金)	168,789,905	(13.9)	151,494,056	(11.2)
積立金	71,074,235	5.9	470,922,513	35.0
繰出金	76,612,981	6.3	84,518,631	6.3
合 計	1,211,456,564	100.0	1,347,013,055	100.0

後期高齢者医療特別会計

歳入

歳入は、主に市町村、国、府からの支出金、社会保険診療報酬支払基金からの後期高齢者交付金、特別高額医療費共同事業交付金等により構成されております。

歳入決算額を前年度と比較しますと、全体で67億6,534万3,276円(1.7%)の増加となっております。

保険給付費の財源となる療養給付費負担金及び高額医療費負担金、支払基金交付金については、新型コロナウイルス感染症の影響による受診減少の反動や後期高齢者人口の増加等による医療費の上昇を想定し、保険給付費の支払いに不足が生じないように交付されており、前年度と比較して、市町村支出金のうち療養給付費負担金は8億1,160万9,433円(2.8%増)、国庫支出金のうち国庫負担金は34億5,454万268円(3.8%増)、府支出金のうち府負担金は13億1,993万2,431円(4.3%増)、支払基金交付金は40億9,833万4,000円(2.7%増)とそれぞれ増加しています。

なお、これらの負担金及び交付金には、翌年度精算により返還が必要な額が含まれており、その額は全体で約45億円を予定しています。

歳入決算額に占める構成比の主なものは、市町村支出金18.2%、国庫支出金31.5%、府支出金8.2%、支払基金交付金38.8%となっております。市町村支出金については、市町村が徴収する保険料分8.6%を除くと、その構成比は9.6%となります。

(後期高齢者医療特別会計歳入)

(単位：円、%)

区 分	予算現額	調定額	収入済額	収入率	構成比
市町村支出金	72,526,945,000	72,489,632,757	72,489,632,757	99.9	18.2
国庫支出金	121,427,692,000	125,471,682,737	125,471,682,737	103.3	31.5
府支出金	32,860,420,000	32,792,780,301	32,792,780,301	99.8	8.2
支払基金交付金	155,535,804,000	154,468,959,000	154,468,959,000	99.3	38.8
特別高額医療費共同事業交付金	293,465,000	287,359,958	287,359,958	97.9	0.1
繰入金	91,758,000	76,612,981	76,612,981	83.5	0.0
繰越金	9,236,217,000	12,428,729,475	12,428,729,475	134.6	3.1
諸収入	349,484,000	1,174,024,719	415,283,208	118.8	0.1
財産収入	79,000	74,588	74,588	94.4	0.0
合 計	392,321,864,000	399,189,856,516	398,431,115,005	101.6	100.0

(款別歳入決算額の対前年度比較)

(単位：円、％)

区 分	令和 4 年度	令和 3 年度	対前年度比較	
	決算額	決算額	増△減額	増△減率
市町村支出金	72,489,632,757	68,910,771,873	3,578,860,884	5.2
（うち保険料）	34,186,856,799	31,817,944,095	2,368,912,704	(7.4)
（うち療養給付費負担金）	30,246,613,742	29,435,004,309	811,609,433	(2.8)
国庫支出金	125,471,682,737	121,163,184,085	4,308,498,652	3.6
（うち国庫負担金）	95,161,340,174	91,706,799,906	3,454,540,268	(3.8)
府支出金	32,792,780,301	31,455,847,870	1,336,932,431	4.3
（うち府負担金）	32,372,780,301	31,052,847,870	1,319,932,431	(4.3)
支払基金交付金	154,468,959,000	150,370,625,000	4,098,334,000	2.7
特別高額医療費	287,359,958	236,672,692	50,687,266	21.4
繰入金	76,612,981	84,518,631	△7,905,650	△9.4
繰越金	12,428,729,475	19,046,894,960	△6,618,165,485	△34.7
諸収入	415,283,208	397,256,618	18,026,590	4.5
財産収入	74,588	0	74,588	皆増
合 計	398,431,115,005	391,665,771,729	6,765,343,276	1.7

歳 出

歳出については、療養給付費や高額療養費、葬祭費等の保険給付費、府財政安定化基金拠出金、特別高額医療費共同事業拠出金、市町村が行った健康診査等の経費を補助する保健事業費、国・府支出金等の精算に伴う返還金等の諸支出金等で構成されております。

歳出決算額を前年度と比較しますと、保険給付費が168億3,090万3,645円(4.6%)増加しており、全体として、87億7,681万6,743円(2.3%)の増加となっております。団塊の世代が後期高齢者年齢到達を迎えており、令和7年には団塊の世代全員が後期高齢者となることから、更なる少子高齢化の進行という社会情勢の中、保険給付費は毎年確実に増加する状況にあります。

保健事業費については、第4次広域計画に基づく保険者機能向上の取組を推進するため、令和2年度から市町村へ事業委託し、高齢者の特性を前提に国民健康保険による保健事業からの連続した取組や介護予防、健康増進との連携した取組により、効果的かつ効率的に高齢者の保健事業と介護予防・健康増進事業を一体的に実施しております。

令和4年度は、20市町と委託契約を締結し、低栄養防止・生活習慣病等の重症化予防や健康状態が不明な高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）、通いの場等でのフレイル予防等の健康教育・健康相談（ポピュレーションアプローチ）に取り組んでおり、医療専門職の確保等の課題はあるものの、全市町村への拡大に向けて取組を進めております。

(高齢者の保健事業と介護予防等との一体的実施 実績推移)

	2 年度	3 年度	4 年度
市町村 (件)	15	18	20
委託額 (円)	133, 598, 480	166, 250, 774	189, 381, 452

(後期高齢者医療特別会計歳出)

(単位：円、%)

区 分	予算現額	支出済額	不用額	執行率	構成比
保険給付費	383, 050, 909, 000	379, 179, 874, 637	3, 871, 034, 363	99. 0	97. 7
府財政安定化基金拠出金	148, 108, 000	148, 105, 920	2, 080	100. 0	0. 0
特別高額医療費共同事業拠出金	293, 765, 000	272, 734, 776	21, 030, 224	92. 8	0. 1
保健事業費	1, 061, 990, 000	757, 267, 736	304, 722, 264	71. 3	0. 2
基金積立金	79, 000	74, 588	4, 412	94. 4	0. 0
公債費	1, 000, 000	0	1, 000, 000	0. 0	0. 0
諸支出金	7, 666, 013, 000	7, 655, 801, 340	10, 211, 660	99. 9	2. 0
予備費	100, 000, 000	0	100, 000, 000	0. 0	0. 0
合 計	392, 321, 864, 000	388, 013, 858, 997	4, 308, 005, 003	98. 9	100. 0

(款別歳出決算額の対前年度比較)

(単位：円、%)

区 分	令和 4 年度	平成 3 年度	対前年度比較	
	決算額	決算額	増△減額	増△減率
保険給付費	379, 179, 874, 637	362, 348, 970, 992	16, 830, 903, 645	4. 6
府財政安定化基金拠出金	148, 105, 920	140, 121, 107	7, 984, 813	5. 7
特別高額医療費共同事業拠出金	272, 734, 776	262, 881, 683	9, 853, 093	3. 7
保健事業費	757, 267, 736	650, 932, 484	106, 335, 252	16. 3
基金積立金	74, 588	2, 500, 000, 000	△2, 499, 925, 412	△100. 0
公債費	0	0	0	0. 0
諸支出金	7, 655, 801, 340	13, 334, 135, 988	△5, 678, 334, 648	△42. 6
予備費	0	0	0	0. 0
合 計	388, 013, 858, 997	379, 237, 042, 254	8, 776, 816, 743	2. 3

後期高齢者医療電算処理システムの機器更改について

1 概要

後期高齢者医療電算処理システム(標準システム)について、現行システム機器が令和5年度末に機器保守期限を迎えるため、令和5年度中に機器更改を行い、令和6年4月本格稼働の予定でしたが、厚生労働省から国のシステム開発作業の遅延により、次期システムの移行期間を1年間延長し、令和7年3月末とする説明があり、当広域連合においても、延長に合わせ対応を行っていくこととしている。

2 スケジュールの見直し

機器更改に関する国の仕様書(確定版)の提示が令和5年10月となる見通しであることから、スムーズに機器更改事業に着手できるよう、業者選定は、令和5年9月を目途に進めていくこととしている。

※外付けシステムの制度改定対応等に対応するための作業期間を考慮。

※更改方針(クラウドリフト・脱 COBOL・脱 Struts・DBMS 移行)の変更はない。

3 予 算(補正予算案)

「機器更改に伴う設定作業費」、「外付けシステム構築作業費」にかかる、令和5年度当初予算については、令和5年度執行見込額を残し、令和6年度へ繰越す。

(単位:千円)

項 目	令和5年度 (当初)	令和5年度 (執行見込額)	令和6年度 (繰越予定額)
機器更改に伴う設定作業	328, 007	38, 007	290, 000
外付けシステム構築作業	381, 292	61, 292	320, 000
合 計	709, 299	99, 299	610, 000

4 工程表(案)

	令和5年度	令和6年度	
	10月～3月	4月～3月	
標準システム	PJ 計画書、 設計書作成	サーバー設定、標準システム設定・データ移行	比較テスト
外付けシステム		外付システム用クラウド構築、外付システム開発	比較・パフォーマンステスト
			本番移行 フォロー

被保険者情報と個人番号（マイナンバー）の紐づけ誤りについて

被保険者情報とマイナンバーとの紐づけについて、先般、国から紐づけ誤りがないか点検要請があり、当広域連合及び府内市町村において点検を実施したところ、下記のとおり、2件の紐づけ誤りが判明しましたのでご報告します。

記

1 被保険者情報とマイナンバーとの紐づけ事務処理

通常、後期高齢者医療被保険者情報とマイナンバーとの紐づけは、市町村において被保険者情報と住民基本台帳情報とのシステム連携により実施している。

一方、府内市町村に住所を有しない「住所地特例」(※)被保険者については、手入力によりマイナンバーを登録している。

※ 介護保険施設等を多く抱える自治体に財政負担が過大とならないよう、介護保険施設等への入所により府域外へ転居した場合、転居前の市町村を有する広域が引き続き保険者となる制度

2 点検対象者

住所地特例対象の被保険者等 1, 702名

3 点検結果

2件の紐づけ誤り

①妻に夫の番号を登録（久御山町）

本事象の発生前に、町が夫のマイナンバーを妻のマイナンバーと同じ番号で登録し、その後、当該ミスが町が発見し修正した際にシステムの仕様により本事象が発生

②第三者の番号を登録（木津川市）

4 再発防止策

- ・住所地特例被保険者のマイナンバー登録等の手入力の際、改めて5情報（漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所）によるマイナンバーの確認、複数人での入力確認の徹底を、事務処理を行う市町村に再度、要請しました。
- ・標準システムにおいてチェック機能等の構築を国に要請しました。

5 被保険者への対応や影響など

- ・2件とも本人以外による情報の閲覧は、確認されていないが、被保険者には、各市町からお詫びと経過説明を行いました。

【参考】

○マイナンバーカード取得状況

(令和5年4月末時点)

被保険者数	交付枚数	率
391,384 人	299,187 枚	76.4%

※出典：厚労省「マイナンバーカードの都道府県別交付枚数等について」より

○マイナンバーカード保険証利用初回登録状況

(令和5年7月18日時点)

市町村名	人数(人)	市町村名	人数(人)
京都市	82,740	南丹市	2,477
福知山市	6,290	木津川市	5,427
舞鶴市	7,919	大山崎町	1,320
綾部市	4,107	久御山町	1,230
宇治市	15,846	井手町	714
宮津市	2,453	宇治田原町	796
亀岡市	6,675	笠置町	127
城陽市	8,114	和束町	394
向日市	3,555	精華町	2,680
長岡京市	5,907	南山城村	397
八幡市	6,364	京丹波町	1,411
京田辺市	5,487	伊根町	348
京丹後市	6,185	与謝野町	2,185

計 181,148 人

○医療機関・薬局におけるオンライン資格確認導入状況

(京都府下 令和5年7月末時点)

- a. 顔認証月カードリーダー申込数 4,403 施設 (89.8%)
- b. 準備完了施設 4,177 施設 (85.2%)
- c. 運用開始施設 3,855 施設 (78.6%)